

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 23 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22402010

研究課題名(和文) 西欧の素人裁判官による陪参審制度評価の調査 市民の司法参加の正統性基盤

研究課題名(英文) How Do the Lay Judges in Europe Evaluate their Jury Systems? : on Legitimacy of Citizen Participation in Judicial Procedure

研究代表者

尾崎 一郎(OZAKI, Ichiro)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：00233510

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,200,000円、(間接経費) 3,960,000円

研究成果の概要(和文)：ベルギー、ドイツ、フランスにおいて、陪審・参審員経験者、および裁判官、弁護士、研究者、ジャーナリスト等へのインタビューやアンケートによる調査を行った。その結果、陪審/参審制度に対する、現場を最もよく知る専門家による強い批判ないし廃止論と、無知・無関心だが法廷経験を通じて制度の正統性を肯定的に評価するに至る一般市民の意識変化との、複雑な交錯を見出せた。これは、歴史的に一定の定着を見ている制度をめぐる根源的で非自省的な正統性と、機能主義的で自省的な正統性との、次元の異なる二重の正統性の現れである。

研究成果の概要(英文)： In Western Europe, especially Belgium, we find strong abolitionist attitudes and opinions toward jury system among professional judges, attorneys, and journalists. Lay judges, on the other hand, come to hold through their experiences in court positive views on citizen participation in judicial procedure.

The ostensible conflict is consistently comprehensible with a theoretical framework that consists of distinction about legitimacy of institution between (a) primordial legitimacy conferred unconsciously by society and (b) functional legitimacy which is to be often reflected and reviewed by some professions and specialists.

研究分野：社会科学A

科研費の分科・細目：基礎法学

キーワード：ベルギー 陪審制 参審制 裁判員 正統性 ドイツ フランス 市民の司法参加

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 裁判員制度導入に前後して、日本でも司法への市民参加に関する研究や議論がにわかには活発化している。その中であって、本研究が行うのは、同様の制度の実施において先行しているヨーロッパ大陸法諸国で現実に裁判に参加している市民に対する法社会学的な調査である。

(2) 職業裁判官と素人裁判官が合議する制度を採用している大陸法圏の市民参加制度に関する既存の調査や研究は、管轄や審理構造といった制度の外形的比較や、制度理念の記述、統計データの紹介、法曹・司法関係者による説明にとどまってきた。特に、実際に制度に参加し審理を行っている市民が、当該制度や経験についてどのような意味づけや評価を行っているかは、当該制度の正統性に関する心理的基盤をなし、正確に把握する必要があるが、ほとんど調査が進んでいない。かろうじて経験者の言説が紹介されることがあっても、研究者がたまたま知り合っただけのインフォーマルに得た言葉にすぎなかったり、現地の司法関係者がお膳立てした場における表面的な観察にすぎなかったりした。今求められているのは、ランダムに抽出された被調査者に対して、厳密な社会調査法に則って行われる、科学的な調査である。

(3) この点、研究が進んでいる英米の先行調査を参考にしつつ、司法への市民の参加の方式としては、プロと素人の合議を採用している点で英米と決定的に異なり、より日本の裁判員制度に近いスタイルをとる大陸法圏（ベルギー、フランス、ドイツ）の陪審ないし参審制度の参加者に対して、法社会学的調査を行うというのが、本研究の特長である。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は、西欧大陸法諸国において司法に参加している市民、すなわち「素人裁判官」（陪審員ないし参審員）に対し、その自己・制度評価に関する海外調査を行うことが目的である。

(2) 2009 年から運用が開始された日本の裁判員制度同様、職業裁判官と素人裁判官の合議による審理の制度を採用している西欧大陸法諸国の素人裁判官が、法廷での審理に参加していること自体や職業裁判官との具体的な評議等の経験を、どのように評価しているかを、司法への市民参加の心理的正統性基盤という観点から、調査し明らかにする。

(3) 職業裁判官との合議という形式がもたらす心理的効果や、一定期間継続的に法廷に参加する方式が持つ意義と限界などに特に注目し、日本における裁判員制度改善の枠組

みを提示する。

## 3. 研究の方法

(1) まず平成 22 年度と 23 年度に、米・英の先行研究を分析して、合議式の司法参加制度参加者に対する調査の質問項目・内容の整備を行った上で、緊密な共同研究を行ってきた海外共同研究者がおり、また、フランス革命期に普及した原初的な陪審制度の色彩を濃くとどめているベルギーの制度における陪審員経験者に対する調査、ならびに司法関係者への聞き取りを行った。

(2) 次に、平成 24 年度から 25 年度にかけて、日本に一番近い制度であるフランスの参審員と、合議体制としては対極的な制度であるドイツの参審員に関する調査を行った。並行してベルギーについての調査を続けた。

(3) いずれの年度も、調査は長期休暇期間等を用いて、集中的に行った。なお、中間総括として、平成 24 年の日本法社会学会においてシンポジウムを開催し、共同報告を行うことで学界からのフィードバックを得た。

## 4. 研究成果

### (1) 調査の概要と成果

毎年、調査の準備のための国内会合を海外研究協力者との連絡をしつつ行った上で、ヨーロッパでの現地調査を行った。

#### ①平成 22 年度

夏と冬のベルギー訪問調査のための準備として、それぞれにつき 2 回ずつ国内で研究打ち合わせを行った。すなわち、6 月 27 日に立教大学で、8 月 3 日に九州大学で、10 月 31 日と 1 月 16 日に神戸大学で、調査のための論点の集約、質問項目の整備、理論枠組みの検討などを行った。重要な論点として浮上したのは、一切理由を付すことなく「確固たる確信」のみで有罪・無罪の評決を陪審が行える既存のベルギー方式が、EU 人権裁判所による批判を経て、2009 年に制度改正がなされたことの意味である。当該改正をめぐって法曹、一般市民（陪審経験者、未経験者）がそれぞれどう評価しているか経験的に把握することを通じて、素人裁判官による司法参加制度の正統性評価について、重要な知見が得られるだろうと予測した。これらの準備を踏まえて、9 月に高橋と尾崎が、3 月に高橋、池田、尾崎、濱野（連携研究者）が、ベルギーを訪問し、Dimitri Vanoverbeke 教授の協力の下、ヒアリング調査を行った。9 月には Mons 市重罪院で傍聴し、ブリュッセル市重罪院書記官 Van der Haegen 氏にインタビューした。3 月には Mons 市重罪院の裁判長 Delmarche 氏、書記官 Paternotte 氏、ベルギー

高等司法協議会の Cottyn 議長、Snelders 判事、他 2 名、ブリュッセル控訴院の Boyen 院長、ブリュッセル自由大学の Beyens 教授にインタビューした。ベルギーの指導的法曹の間では陪審廃止論が有力に唱えられていることが確認できた。本来の目的である陪審員へのインタビューは守秘義務の壁に阻まれて実現できなかったが、ベルギーの検事総長に相当する Cottyn 氏が次年度の協力を確約してくれた。

#### ②平成 23 年度

秋と春のベルギー訪問調査のための準備として、1 回ずつ国内で研究打ち合わせを行った。すなわち、8 月 6 日に九州大学で、12 月 27 日に立教大学で、22 年度調査に続く調査のための論点の集約、質問項目の整備、理論枠組みの検討などを行った。前年度重要な論点として浮上した、「確固たる確信」による評決の改正問題に加えて、総じて陪審制度にネガティブな専門家層と無関心だが経験を経てポジティブに評価している市民層の意識のギャップの意味をめぐって議論が活発になされた。陪審に対する面接調査にはなお制度上の壁が立ちただかかっており実現できなかったが、評決直後の陪審員にアンケートを配ることができることになり実施した。これらの準備を踏まえた現地での調査としては、10 月に尾崎と池田が、3 月に尾崎、池田、濱野（連携研究者）が、ベルギーのブリュッセル市とアントワープを訪問し、Dimitri Vanoverbeke 教授の協力の下、ヒアリング調査とアンケート配布、ならびに重罪院法廷の参与観察を行った。すなわち、10 月にはまずアントワープの重罪院の裁判長 Thys 氏にインタビューし、次いでトンゲレン市で開廷されていた連続殺人事件の重罪院法廷を傍聴し、最後に同法廷の Jordens 裁判長と Snelders メディア裁判官（メディア対応を担当するベルギー独自の制度）にインタビューしアンケート調査への協力を取り付けた。Jordens と Thys 両氏は平成 24 年 6 月までに担当する全陪審裁判の陪審員へのアンケートの配布と回収を確約し実施してくれた。3 月には、ブリュッセル重罪院の法廷とアントワープ重罪院の法廷をそれぞれ傍聴し、冒頭陳述から評決、量刑の言い渡しに至る一連の手続を確認した。また、アントワープで、ベルギーにおける司法政策問題についての第一人者のジャーナリスト Wit 氏と、Victim Support に従事する部署の署員にインタビューし、陪審廃止論や被害者の視点をめぐる貴重な情報提供を得た。

#### ③平成 24 年度

秋のドイツ調査と春のフランス、ベルギー調査のための準備として、1 回ずつ国内で研究打ち合わせを行った。すなわち、7 月 7、8 日に九州大学で、12 月 22 日に立教大学で、平成 22、23 年度調査に続く調査のための論点の集約、質問項目の整備、理論枠組みの検討などを行った。これまでの調査の結果明らか

かになった、市民の司法参加の正統性を問うという本研究の問題関心とは正反対の、司法参加がないことの正統性を問うことがむしろ自然な西欧の法文化についての議論が、本研究の意義と限界に深く関わる問題として、活発になされた。また、ベルギーで昨年度実施した陪審員に対するアンケート調査の自由回答についての分析を行った。これらの準備を踏まえた現地での調査としては、10 月に尾崎と池田がベルリンを、3 月に池田がケルンを、尾崎、濱野（連携研究者）が、パリとブリュッセルを訪問し実態調査を行った。すなわち、10 月にはドイツ参審員協会の啓蒙行事に参加し、同協会の Petra Pflanz 氏と Hasso Lieber 会長にインタビューを行った。3 月にはケルン、パリ、ブリュッセルの陪参審裁判を傍聴し、さらにケルン大の刑事法研究者へのインタビュー、フランスの参審員協会（参審員経験者が自発的に組織した NGO）の Jean Paul Lochu 会長と Marie Claudine Jacquemont 事務局長へのインタビューを行った。フランス、ドイツ、ベルギーに制度の差を超えて司法の市民参加の正統性の意識が深いレベルで共有されていること、同時に実際の陪審員、参審員は多少なりとも葛藤を抱えて法廷に赴き、一連の審理を経て司法への新たなコミットメント意識を抱くようになること、があらためて確認された。本研究に於いて初めて実際の経験者へのインタビューが可能になった（フランス）。フランスの参審員についての実証研究で知られるリール大学の Aziz Jellab 教授（社会学）へのインタビューは季節外れの大雪によりキャンセルとなった。

#### ④最終年度（平成 25 年度）

研究の取り纏めと補足調査を行った。すなわち、ルーヴェン大学の Vanoverbeke 教授も交えて、8 月 4、5 日に九州大学で、12 月 26 日に神戸大学で、これまでの調査の成果の集約と理論枠組みの再検討を行った。ベルギー、ドイツ、フランスで共通して見られた深いレベルでの司法への市民参加の正統性（自明性）の意識と、それとは一見矛盾するかのような法曹界内外からの陪審・参審制批判ないし周縁化圧力との関係をどのように理論的に把握することができるかが中心的な論点となった。暫定的な結論としては、歴史的に一定の定着を見ている制度の正統性については、根源的で非自省的なそれと、機能主義的で自省的なそれとの、次元の異なる二重の正統性が存在し、いわゆる素人裁判官の直感的で非法的な判定という市民の司法参加の基本前提が、当該二重性（における相互矛盾）の不安定性を炙りだしているらしいことが分かった。このような理解は、ベルギーの陪審員に対するアンケートで明らかになった、多少なりとも葛藤を抱えて法廷に赴き、一連の審理を経て司法への新たなコミットメント意識を抱くようになるという、陪審員経験者の典型的な心理過程とも平仄が合う。

こうした見解をふまえて、平成 26 年 1

月に高橋がイギリス（ロンドン）で、同3月に尾崎がベルギー（ブリュッセル）で、補足調査を行った。尾崎はルーヴェン大学で3月21日に開催されたワークショップ（Changing Civil Society and Governance: Perspectives from Europe and Japan）にも参加した。

## (2) 得られた知見に関する理論的検討

### ① 基層的／根源的正統性と機能的正統性

ベルギーの陪審員に対するアンケート調査、フランスの参審員経験者に対するインタビュー調査、ベルギーの裁判官、書記官へのインタビュー調査、等から明らかになったのは、陪審／参審制度に対する、現場を最もよく知る専門家やジャーナリストによる強い批判ないし廃止論と、無知・無関心だが陪審員／裁判員経験を通じて制度の正統性についてプラスの評価をするに至る一般市民（素人）の意識変化であった。素人が非法的に構築される「確固たる確信」によって非定型的に判定をすることへの専門家や一般人の根深い不信感は想像以上であった。他方で市民においては当初の不信感が法廷経験を通じて払拭されていくことがしばしばある。このようなねじれた事態は、歴史的に一定の定着を見ている制度をめぐる根源的で非自省的な正統性と、機能主義的で自省的な正統性との、次元の異なる二重の正統性によって、さしあたりは理解することが出来るというのが本調査／研究の1つの結論である。すなわち、一見、素人裁判の根源的批判に見える言説も、現在の運用の杜撰さやこれまでの例外的誤審例などが根拠となっていることが多く、制度そのものの正統性への懐疑としてよりは制度の「機能不全」や一部専門家とマスコミの利権化への苛立ちとして捉えることができることがわかった。つまり、実務経験と専門知識を備えた法律家や研究者は「自省」的、「自覚」的に制度を批判し、究極の選択としてその廃止を唱えるわけである。このことは、法廷で何とか責務を果たし終えた「素人」たちのほとんどが制度の意義を理解し楽観的に変化するアンケート結果とも平仄が合う。他方で、本研究グループが、日本における裁判員制導入をめぐる提示した「なぜそもそも素人裁判に正統性があると思えるのか」という問いについては、専門家にせよ素人にせよ問いの含意が理解出来ないようであった。彼らの「なぜもっとうまく出来ないのか」「どうやったら改善できるのか」「改善の見込がないなら廃止もやむを得ない」といった思考の背後にあるのは、日本側の問いを裏返しにした前提、すなわち、素人裁判官の司法参加自体が「そもそも」出発点であって、自省的、自覚的に根拠を提示し一定の論証が求められるのは、むしろ「なぜ廃止しなければいけないか」という問いの側という暗黙の理解なのである。なぜ西欧では素人裁判官による裁判が正統性を持ち得ているの

か、という私たち日本人研究者からの問いかけは、「彼ら」にとっては問いとして成立し得ない問いなのであることが明らかになった。

### ② 「制度」の根源的正統性と「文化」

このような「制度」をめぐる基層的／根源的正統性は「文化」に帰着するのだろうか。あるいは、本調査に先立って私たちが注目した新制度主義が示唆するように「制度」なるものの「慣性」や「安定性」に起因するのだろうか。この点は、本研究チーム内でも意見が分かれる。最大公約数的な理解としては、フランス革命を契機に急進的に取り入れられその痕跡が色濃く残っているベルギーの陪審制度についても、しかし、単にある時代の特定の思想の産物が惰性で残っているのではなく、ヴェーバーがゲルマン法の伝統に見出したような「仲間共同体」による裁判を正統な裁判と見なすような、長期にわたって存続している伝統（ないし文化）が、根底にあるということである。ちょうど日本人に「なぜ魚を食べるのか」と肉食文化圏の研究者が問いかけたとしても聞かれた側はそのような問いがなぜそもそも問われるのか理解できないだろう。「なぜ食べないのか」と反転した問いを返すか、あるいは魚の栄養価や美味を語るしかできない。すなわち、自省的に語れるのは、せいぜいが当該営みに関わる「機能」的説明にとどまる。ただこの点注意しなければならないのは、基層的／根源的正統性と機能的正統性とは、次元が異なるとはいえ全く無関係なものではなく、ともに強化し合う良循環の関係か、さもなければ、ともに阻害しあう悪循環の関係か、のどちらかの極に向かう関係にあるということである。「機能不全」による不信感はこれまで非自省的に定着していた「制度」の根源的正統性を破壊する可能性がある。ベルギーではまさに「確固たる確信」へのEU人権裁判所による批判という劇薬によって、その可能性があることが顕在化し言説化されつつある状態にあるというのが、本調査の得た知見である。今後の展開は流動的であることが見て取れたが、新制度主義でも古典的文化論でも見落としがちで、この循環を抽出できたのが、本調査／研究の2つめの結論ということになる。

### ③ 裁判員制度の機能的正統性向上のために

日本の裁判員制度は、如上の枠組みに即していえば基層的／根源的正統性がないところに人工的に制度を導入したものである。本研究の知見に依れば、機能不全に伴う機能的正統性の低下は容易に基層的正統性確立の阻害に結びつくはずである。とはいえ、基層的正統性を直接に向上させる術がないことは、当該正統性が非自省的、非自覚的なものであることから明らかである。となると、さしあたり、機能的正統性の向上の手立てが模索されるべきであるということになる。現在裁判所を始めとする諸機関が行っているのもそれであろう。この点、本研究では以下の

3 点に注目すべきであるというのが 3 つめの結論である。すなわち、第 1 に、裁判員裁判が扱う事件の被害者や証人への心理的ケアの拡充、第 2 に、外国人や移民の被告人、証人等を法廷に包摂するための文化的、言語的サポート、すなわち多文化主義的対応、第 3 に、法廷経験が裁判員や傍聴人にもたらす教育的効果の促進のための守秘義務や報道規制の緩和である。これらはいずれもベルギーの陪審法廷を数多く調査して得られた視点である。どれも、参審員（陪審員）に直接働きかけるものとは言えないが、そのような「素人裁判官」が法廷に参画することの根本的原理としての「仲間共同体」的裁判としての実質化を実現するために、情報化、多文化主義化しつつある日本社会において必要な視点である。迂遠なようであるが、こうした実質化によって裁判員裁判なる異質な制度が正統性を多分に帯びた営みとして社会的に定位されていくことになるはずである。なお、第 2 点に特に注目して、法廷における異文化衝突をめぐる法社会学的研究を、本研究の後継プロジェクトとして開始している。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 22 件)

1. 尾崎一郎「全体シンポジウム「新しい『所有権法の理論』」：企画趣旨」、法社会学 80 号、P.1-9、2014、査読無
2. 池田公博「裁判員制度の運用状況」、法律のひろば 67 巻 4 号、P.4-11、2014、査読無
3. 尾崎一郎「法と正義：その親和性と懸隔」、法社会学 78 号、P.62-73、2013、査読無
4. 高橋裕「エコノ・リーガル・スタディーズの方法論的課題」、神戸法学雑誌 62 巻 3・4 号、P.235-248、2013、査読無
5. 池田公博「供述証拠の獲得手法——協議および合意、刑の減免と刑事免責」、法学教室 398 号、P.12-19、2013、査読無
6. 池田公博「訴因変更手続を経ることなく訴因と異なる放火方法を認定したことが違法とされた事例」、法学セミナー臨時増刊「新・判例解説 Watch」13 号、P.159-162、2013、査読無
7. 池田公博「自白の証拠能力——違法排除のあり方・派生証拠の取扱い——」、刑法雑誌 52 巻 1 号、P.95-116、2013、査読無
8. 尾崎一郎「コメント：現代中国の裁判における法的効果と社会的効果」、新世代法政策学研究 14 号、P.131-136、2012、査読無
9. TAKAHASHI, Hiroshi, “The Emergence of Judicial Statistics in England and Wales”, *Annuario di Diritto Comparato* 2012, pp.81-96, 2012、査読無
10. 池田公博「国際捜査共助の要請に基づき作成された供述調書の証拠能力」、ジュリスト 1440 号、P.190-191、2012、査読無
11. 濱野亮「日本の企業法務をめぐる伝統的条件とその変容」、法社会学 76 号、P.103-115、2012、査読無
12. 尾崎一郎「法を選ぶ／法に関わる」、法律時報 1033 号、P.100-105、2011、査読無
13. 尾崎一郎「コメント：「本質的社会性」から「法」へと至る条件」、新世代法政策学研究 10 号、P.145-150、2011、査読無
14. 高橋裕「ADR とトラブル・紛争」、法律時報 1036 号、P.11-17、2011、査読無
15. 高橋裕「明治中期の法律雑誌と大阪攻法会——梅謙次郎『日本民法和解論』に導かれて——」、法と政治 62 巻 1 号下、P.784-746、2011、査読無
16. 井上正仁・川出敏裕・佐藤隆之・池田公博・成瀬剛「韓国の国民参与裁判の実情」、ジュリスト 1435 号、P.98-105、2011、査読無
17. 池田公博「電磁的記録を含む証拠の収集・保全に向けた手続の整備」、ジュリスト 1431 号、P.78-84、2011、査読無
18. 池田公博「写真・ビデオ撮影」、法学教室 364 号、P.10-14、2011、査読無
19. 濱野亮「経済社会の秩序形態——二軸によるマッピングと現状診断—— (1)」、立教法学 83 号、P.115-148、2011、査読無
20. 尾崎一郎「マンションにおける秩序と時間」、ジュリスト 1402 号、P.51-57、2010、査読無
21. 高橋裕「「日本人の訴訟嫌い」——？問題設定の細密化を目指して」、JCA ジャーナル 57 巻 4 号、P.2-6、2010、査読無
22. 池田公博「ドイツの刑事裁判と合意手続」、刑事法ジャーナル 22 号、P.23-31、2010、査読無

[学会発表] (計 10 件)

1. IKEDA, Kimihiro, “Regelungen zur Cybercrime im Strafprozessrecht in Japan,” 1.Deutsch-japanisch-koreanisches Strafrechtssymposium zu Cybercrime · Freiheit---Sicherheit---Strafrecht (Universität Osnabrück, Osnabrück, Germany), 2013.9.1-5
2. 尾崎一郎「全体シンポジウム「新しい『所有権法の理論』」：企画の趣旨」、2013 年度日本法社会学会学術大会 (青山学院大学・東京都)、2013 年 5 月 12 日
3. 尾崎一郎「法と正義：その親和性と懸隔」、2012 年度日本法社会学会学術大会ミニシンポジウム「市民の司法参加の正統性基盤——欧州陪審員調査中間報告」(京都女子大学・京都市)、2012 年 5 月

13日

4. 高橋裕「イギリスにおける陪審の正統性試論」、2012年度日本法社会学会学術大会ミニシンポジウム「市民の司法参加の正統性基盤——欧州陪審員調査中間報告」(京都女子大学・京都市)、2012年5月13日
5. 池田公博「市民の司法参加の正統性基盤——日・独・ベルギーにおける制度・議論の比較および検討」、2012年度日本法社会学会学術大会ミニシンポジウム「市民の司法参加の正統性基盤——欧州陪審員調査中間報告」(京都女子大学・京都市)、2012年5月13日
6. 濱野亮「裁判員制度導入による正統性の補強——ベルギー陪審調査からの示唆」、2012年度日本法社会学会学術大会ミニシンポジウム「市民の司法参加の正統性基盤——欧州陪審員調査中間報告」(京都女子大学・京都市)、2012年5月13日
7. 池田公博「自白の証拠能力——違法排除のあり方・派生証拠の取扱い——」、日本刑法学会関西支部 2012年度冬季例会(キャンパスプラザ京都・京都市)、2012年1月29日
8. 尾崎一郎「トイブナー教授の法社会学と社会学的法律学——2010年来日公演を振り返って——」、北大GCOE基礎理論研究会(北海道大学・札幌市)、2011年12月23日
9. 尾崎一郎「法の自律性と応答性について」、北大GCOEシンポジウム「多元分散型統御を目指す新世代法政策学：その現状と課題」(北海道大学・札幌市)、2010年10月29日
10. 尾崎一郎「法に関わる主体の社会学的条件」、基礎法学系学会連合総合シンポジウム「実定法学の基礎法学」(日本学術会議講堂・東京都)、2010年7月10日

〔図書〕(計10件)

1. 池田公博「取引的刑事司法」、井上正仁・酒巻匡【編】『刑事訴訟法の争点〔第4版〕』(有斐閣)、P.36-37、2013
2. 池田公博「コンピュータ犯罪と捜査」、井上正仁・酒巻匡【編】『刑事訴訟法の争点〔第4版〕』(有斐閣)、P.96-97、2013
3. 尾崎一郎「トイブナーの社会理論と法律学」、瀬川信久【編】『システム複合時代の法律学と法社会学』(信山社)、P.129-153、2012
4. 尾崎一郎「日本における法文化の変容と法のクレオール」、長谷川晃【編著】『法のクレオール序説——異法融合の秩序学』(北海道大学出版会)、P.33-50、2012
5. 池田公博「共犯者の供述による立証」、井上正仁・酒巻匡【編】『三井誠先生古稀祝賀論文集』(有斐閣)、P.629-658、2012
6. 村山真維・濱野亮『法社会学〔第2版〕』

(有斐閣)、P.1-220、2012

7. 池田公博「犯行状況等の再現結果を記録した実況見分調査」、井上正仁・大澤裕・川出敏裕【編】『別冊ジュリスト203・刑事訴訟法判例百選〔第9版〕』(有斐閣)、P.180-181、2011
8. 尾崎一郎「問題経験者の不作為について」、松村良之・村山真維【編】『現代日本の紛争処理と民事司法1：法意識と紛争行動』(東京大学出版会)、P.141-154、2010
9. 高橋裕「家族からみたトラブル——トラブルの社会学的把握の視角をめぐって——」、櫻村志郎・武士侯教【編】『現代日本の紛争処理と民事司法2：トラブル経験と相談行動』(東京大学出版会)、P.29-46、2010
10. 濱野亮・杉野勇・村山真維「裁判所への関わりとその規定要因」、松村良之・村山真維【編】『現代日本の紛争処理と民事司法1：法意識と紛争行動』(東京大学出版会)、P.171-189、2010

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/journal/lpg.html>

6. 研究組織

(1)研究代表者

尾崎 一郎 (OZAKI, Ichiro)

北海道大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：00233510

(2)研究分担者

高橋 裕 (TAKAHASHI, Hiroshi)

神戸大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：40282587

池田 公博 (IKEDA, Kimihiro)

神戸大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号：70302643

(3)連携研究者

濱野 亮 (HAMANO, Ryo)

立教大学・法学部・教授  
研究者番号：80267385

(4)研究協力者

ディミトリ・ヴァンオーヴェルベケ

(VANOVERBEKE, Dimitri)

ルーヴェン・カトリック大学・文学部・教授